

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 10 月まで

私は、昭和 63 年 11 月頃に国民年金の加入手続を行った。その際に、市役所職員から国民年金保険料として 20 万円近い大金を示され驚いたが、相談した結果、父の保険料と合わせて 5、6 万円程度納付するように言われたので、金融機関で出金し納付した。

しかし、私の年金記録を確認すると申立期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者台帳により、申立人に係る国民年金加入手続は、昭和 63 年 7 月 21 日に行われたと推測できる上、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の記号番号は、同年 8 月 8 日に払い出されていることが確認できることから、加入手続時点において申立期間の保険料は、過年度納付及び現年度納付することが可能である。

また、申立人の父親に係る保険料納付状況について、A 市に確認したところ、申立人が加入手続を行ったと推測される昭和 63 年 7 月 21 日に同年 6 月から同年 8 月までの保険料が納付されており、「加入手続を行った際に、父の保険料も一緒に納付した。」との申立人の主張とおおむね合致している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間については、加入手続を行ったとみられる同年 7 月の時点を基準とすると過年度納付が必要となるが、申立期間当時、A 市役所では過年度保険料を受領しておらず、同市役所で当該期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、昭和 63 年 9 月及び同年 10 月については、申立人の主張とは異なり

父親の保険料は納付が確認できない。

さらに、申立人が加入手続時に現年度保険料として市役所で納付可能な昭和 63 年 4 月から同年 8 月までの申立人に係る保険料と、父親の同年 6 月から同年 8 月までの保険料を合算した場合、納付総額は 6 万 1,600 円となり、申立人が主張している納付額とおおむね合致することを勘案すると、申立人が国民年金への加入手続の際に納付した保険料は、同年 4 月から同年 8 月までの期間とするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年6月21日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年6月21日まで

私の夫は、昭和19年4月1日からA市のB社（現在は、C社）D工場に勤務していた。夫からは、義父も同社同工場に勤務していたと聞いていたので、夫が同社同工場に勤務していたのは間違いないと思う。しかし、年金記録では、夫の厚生年金保険の加入は20年6月21日の同社E工場からとなっている。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、申立人が「初めて被保険者となった日」は昭和19年4月1日と記載されていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳索引票でも同様に「最初の資格取得年月日」は年金手帳と同日の同年4月1日と記載されていることが確認できる。

また、申立人の妻は、申立人は、義父と一緒にB社に勤務し、同社D工場から同社E工場へ転勤したと証言しており、申立人の父親の厚生年金保険被保険者台帳によると、同社D工場及び同社E工場に係る厚生年金保険被保険

者記録が確認できることから、当該証言には信憑^{びよう}性が認められ、申立人は、申立期間において同社D工場に勤務していたものと推認できる。

さらに、B社D工場を管轄していた社会保険出張所は、昭和20年6月9日の空襲により管理していた健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失したため、その後厚生年金被保険者台帳及び払出索引票を基に事業所の協力を得て当該名簿が復元されているが、厚生年金保険被保険者台帳索引票により同社同工場における申立人の前後の被保険者の記録を確認したところ、オンライン記録では被保険者記録を確認できない者が複数みられることから、同社同工場の被保険者名簿は焼失後に適正に復元されなかったものと考えられる。

これらを踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を当該社会保険出張所に対して行ったことを認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人のB社E工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日の20年6月21日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 5 日から 39 年 12 月 25 日まで
私は、脱退手当金を受け取る手続をした覚えはなく、受け取った記憶もないので調査をして記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和 41 年 3 月 2 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 40 年 7 月 * 日に婚姻し、改姓しており、その約 7 か月後に脱退手当金の支給決定がなされているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、いずれも支給決定時において申立人の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままとなっていることが確認できることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年2月までの期間及び8年8月から9年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月から6年2月まで
② 平成8年8月から9年5月まで

A市に転入した際に国民年金の加入手続も必要と言われたので、同市役所で手続を行った。その際に「厚生年金保険に未加入で、国民年金保険料が未納となっている期間の保険料を納付してください。」と言われ、その場で、言われるままに5万円以上10万円までぐらいの保険料を納付した。厚生年金保険の未加入の期間については全て国民年金保険料を納付したはずなので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は「A市に転入した際に、厚生年金保険に未加入で国民年金保険料が未納となっている期間があるので、保険料を納付するよう指導された。」と述べているところ、平成10年2月21日に退職した申立人の被扶養者資格の認定が同年3月10日に行われた結果、同年4月28日に国民年金第3号被保険者の手続を行い、同日に同年2月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。しかしながら、当該時点において申立期間①は時効により国民年金保険料を納めることはできない。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には申立期間①及び②は「無資格」と記録されており、申立人が所持する年金手帳にも加入期間とされていない事を踏まえると、申立期間は未届けによる未加入期間であり、国民年金保険料は納付することができなかった。

さらに、申立人は申立期間①及び②の当時居住していたB市及びC市において国民年金の加入手続等を行った記憶は無く申立人に基礎年金番号とは別

の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

ねんきん特別便が届いて申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。私の記憶では国民年金制度発足時に加入し、保険料の徴収が開始された昭和 36 年 4 月から保険料を納付していた。当時の資料は無いが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月 5 日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点では申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間については時効により、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の夫は昭和 38 年 8 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが（資格喪失日は 40 年 4 月 20 日）、厚生年金保険加入期間に当たる 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料が平成 10 年 4 月に誤納付として還付されていることが確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号払出後に昭和 39 年 4 月まで遡って自身の保険料を夫の保険料とともに過年度納付したと推認できる。

さらに、申立期間である昭和 36 年 4 月からの保険料を納付するには、41 年 4 月 5 日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の番号が必要となるが、A 町の 36 年 1 月から 41 年 6 月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人及び加入手続をしたとされる申立人の夫の記憶も曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月

平成6年12月に父が国民年金の加入手続を行い保険料納付もしてくれた。毎月、金融機関窓口又はコンビニできっちり納付していたはずである。申立期間のみ納付しない理由はなく、未納とされているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料は、毎月金融機関窓口又はコンビニできっちり納付していた。」と主張しているが、納付先金融機関の支店名及び納付金額等の記憶が曖昧であることから、申立期間の保険料についての納付方法が確認できない上、申立期間前後の納付状況から平成15年7月11日に申立期間のものと考えられる納付書が発行されており、少なくともこの時点までは、申立期間は未納であったと推認でき、遡って納付した形跡も見当たらない。

また、コンビニエンスストアでの国民年金保険料納付が可能になったのは平成16年2月以降発行の納付書からであり、申立期間の保険料をコンビニエンスストアで納付することはできない。

さらに、申立期間は平成9年1月1日の基礎年金番号導入以降であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付は父親が行ったと述べており、国民年金保険料の納付には関与していない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から平成3年6月まで

申立期間当時、私の住んでいた地域では、20歳になると婦人会の集金人を通じて自動的に国民年金に加入する仕組みとなっており、母が家族の保険料と一緒に私の保険料を集金人に納付していた。

村の集金人が各家庭を回るのに、自分だけ納付しないことなどできるはずがない。

10年間以上も未納となっていることに納得できないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になると婦人会の集金人を通じて自動的に国民年金に加入する仕組みとなっており、母が家族の保険料と一緒に私の保険料を集金人に納付していた。」と述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年7月30日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できること、ii) A町の国民年金被保険者台帳において、申立期間の納付は確認できない上、同被保険者台帳には「納付書発送年月日5.8.12」の記録が確認でき、これは前述の手帳記号番号払出し後、当時A町において納付が可能であった平成5年度の現年度保険料の納付書が平成5年8月12日に発送されたことを示すと考えられること、iii) 申立期間に続く3年7月から5年3月までの国民年金保険料が同年8月25日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の加入手続は同年7月頃に行われ、その時点で納付が可能であった3年7月以降の国民年金保険料を納付したが、申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、前述の時効により納付することができない期間の国民年金保険料を納付するためには、平成5年7月30日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が必要となるが、申立期間のA町に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は当時の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧であり、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から51年3月まで
ねんきん特別便が届いて申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。20歳の頃に父と共に国民年金の加入手続きを行い、父が保険料を納付してくれていた。空白期間が無いよう継続して保険料を納付してくれていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きがなされたと推認され、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料については、国民年金被保険者台帳によって未納とされていることが確認できるところ、39か月の長期間にわたり、同一市町村及び金融機関が保険料納付を放置し事務的過誤を繰り返していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、実際に保険料納付を行ったとされる申立人の父は既に死亡している上、申立期間当時、申立人の家族はいずれも国民年金に加入しておらず、申立人の保険料納付に関する証言が得られないことから、納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から53年9月までの期間及び60年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から53年9月まで
② 昭和60年8月から61年3月まで

申立期間①については、A市に転居し、同市役所で国民年金の加入手続を行った際、保険料を納付していない期間があったので、同市の職員から遡及して一括納付できる旨を聞き、同市役所の窓口で納付した記憶がある。

申立期間②については、昭和53年10月に国民年金に加入してから61年4月に国民年金の第3号被保険者になるまで継続して保険料を納めてきたはずである。

申立期間①及び②の記録が無いのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は申立人に対し昭和53年10月16日にA市において払い出されていることが確認でき、この頃に申立人が国民年金に加入したことは認められるものの、申立人が所持する年金手帳、同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は任意加入の被保険者として資格を取得していることが確認でき、制度上、任意加入により被保険者資格を取得した場合は、資格取得日を遡ることはできないことから、申立期間は、未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

また、A市役所では、申立期間当時、同市役所の窓口及び同市役所内の銀行窓口では、過年度保険料は受領せず、金融機関を案内していたとしている上、申立人が記憶する申立期間に係る納付保険料額（2万4,000円）と実際

に必要となる保険料額（6万9,970円）は乖離^{かい}している。

申立期間②について、申立人は、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者となるまで、保険料を継続して納付していたとしているが、申立人が所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも60年8月28日に被保険者資格を喪失した旨の記載があり、オンライン記録とも一致するなど、行政側の記録管理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、口座振替により保険料を納付したと述べているところ、当該口座の振替状況を確認すると、申立期間②直前の昭和60年6月25日に3か月分、同年9月25日に1か月分の保険料がそれぞれ振り替えられていることが確認できるが、これ以降61年3月までに振り替えられた形跡がないことから、申立人が60年8月28日に国民年金被保険者資格の喪失の申出を行ったことに伴い、被保険者期間の最終月である同年7月の1か月分のみ同年9月25日に振り替えられたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から同年11月まで

私は、平成8年12月*日に結婚し、同日付でA市に転居したが、その時点で未納となっていた申立期間の国民年金保険料について納付勧奨通知が送付されてきたので、夫と相談して納付することを決めたことを覚えており、その後、一括納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居してきた時に、申立期間の国民年金保険料について、納付勧奨通知を受け取り、一括納付したと主張している。

しかしながら、申立人が記憶する申立期間に係る納付保険料額（約10万円）は実際に必要となる保険料額（6万1,500円）と乖離している上、申立期間の保険料の一括納付についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料納付の状況等が不明である。

また、申立人が記憶する納付勧奨通知の送付時期については、オンライン記録から、申立人の基礎年金番号の付番年月日である平成9年1月28日以降であることが推認でき、当時は既に保険料徴収事務の機械化がなされている上、同年1月以降は、基礎年金番号が導入されたことにより記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月7日から41年9月27日まで
私は、結婚のため、昭和41年9月にA事業所を退職した。

「脱退手当金お知らせハガキ」によると、A事業所を退職してから約3年4か月後に脱退手当金が支給されたこととなっているが、当時は子育てに忙しい日々を送っており、脱退手当金を請求した覚えが全くないので、調査の上、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の氏名は昭和45年1月に旧姓から新姓に変更されていることが確認できることから、申立期間の脱退手当金は、同年2月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 19 日から 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 4 日から 41 年 5 月 21 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
④ 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 10 月 25 日まで
⑤ 昭和 43 年 7 月 1 日から同年 11 月 15 日まで

私が、以前年金記録を調べた際に、一部の期間について、脱退手当金を受給していることを知ったが、調べる方法が分からずそのままにしていた。

昨年、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきを送付されてきて、いい機会だと思い、申し立てることにした。

一部の期間だけもらっているのはおかしいので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人が申立期間に勤務していた5つの事業所名が記載されている上、住所欄には当時申立人が住んでいたと述べている住所地が記載されているとともに、脱退手当金は、住所地近くに所在していた金融機関に送金されていることが確認できる。

また、申立期間⑤のA社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間①から④までの期間とは異なる記号番号で管理されていたところ、同名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、脱退手当金の支給決定日（昭和 44 年 3 月 6 日）の直前である同年 3 月 3 日に当該記号番号の重複取消処理が行われた記録が確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支

給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

加えて、脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間については、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。